

家庭的保育事業等部会の設置について

1. 目的

児童福祉法では、国、都道府県及び市町村以外の者が家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）を行うには、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得ることとしています。市町村長がその認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならないとされています。

そこで、こども・子育て会議の下部組織として「家庭的保育事業等部会」を設置し、その部会の中で認可にかかる意見を聴くこととします。

2. 家庭的保育事業等部会の役割

家庭的保育事業者等の認可を行うに当たりその意見を述べること。

3. 家庭的保育事業等部会の委員について

分野	役職	氏名	備考
学識 経験者	保育士経験者 (元指導保育士)	長江 美津子	部会長
各種団 体関係 者	小牧市地区民生・児童委員 連絡協議会 代表	野村 昌子	主任児童委員
	保育園長会代表 (公立園)	丹羽 貴子	小木保育園長
	保育園長会代表 (公立園以外)	蜂須賀 和香	みなみ保育園長
	保育園保護者会代表 (公立園)	井尾 綾	大山保育園保護者会会長
	保育園保護者会代表 (公立園以外)	南 佳恵	一色保育園保護者会会長

4. 実施スケジュール（案）

月日	内容
令和5年6月20日	家庭的保育事業等部会設置
令和5年12月 ～令和6年3月	小規模保育事業所の認可前に部会開催
3月（予定）	こども・子育て会議に部会の結果を報告
令和6年8月 ～令和6年10月	小規模保育事業所の認可前に部会開催※
11月（予定）	こども・子育て会議に部会の結果を報告※

※事業の実施場所がラピオ2階の多世代交流プラザが所管する区画とした場合。